

週休2日制工事の対象拡大について

本市では、建設工事における週休2日の確保を推進するため、令和2年度に「完全週休2日制モデル工事の実施要領」を定め、予定価格4,000万円以上の工事の一部を対象に、原則「受注者希望型」にて運用してきたところです。

そのような中、令和6年4月に、建設業の時間外労働の上限規制が定められ、国・県においては週休2日制工事の対象を拡大しているところであります。本市におきましても、国・県の運用方法を参考に「水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」を「水戸市が発注する週休2日制促進工事の実施要領」に改定し、令和8年4月から、週休2日制工事の対象を拡大いたします。

改定の要点

	対象	発注方式		経費等の補正
現行	予定価格が4,000万円以上の工事で、発注者が選定したモデル工事を対象とする。	原則、受注者希望型		<ul style="list-style-type: none">完全週休2日（週単位）について、契約後の協議により取組みを決定し、達成できた場合は、経費等の率補正を行い設計変更増とする。
改定	原則として、予定価格が200万円超かつ、現場作業を行う期間が1か月以上と想定される全工事を週休2日制促進工事の対象とする。 ただし、やむを得ない事由により、週休2日制促進工事を適用できないと発注者が判断する工事は対象外とする。	(予定価格) 4,000万円 以上	発注者 指定型	<ul style="list-style-type: none">4週8休（月単位）による経費等の率補正を行い発注し、達成できなかった場合は、設計変更減とする。契約後の協議により完全週休2日（週単位）の取組みを決定し、達成できた場合は経費等を上乗せし設計変更増とする。週休2日制による施工に取組む意思が見られない場合、工事成績評定にて減点する等の措置を行う。
		(予定価格) 4,000万円 未満	受注者 希望型	<ul style="list-style-type: none">契約後の協議により、4週8休（月単位）又は完全週休2日（週単位）のいずれかの取組みを決定し、達成できた場合は、経費等の率補正を行い設計変更増とする。週休2日制で施工するとしたにも関わらず、取組む意思が見られない場合、工事成績評定にて減点する等の措置を行う。

※ 週休2日の達成

完全週休2日（週単位）：工事期間中の土曜日・日曜日の総日数に対し、現場を閉所した実績日数の割合（現場閉所日確保率）が100%以上になること。

（新規追加）

4週8休（月単位）：月単位で設定した2/7日（28.5%）の総日数に対し、現場を閉所した実績日数の割合（現場閉所日確保率）が100%以上になること。

※ 履行実績取組証（総合評価方式入札の加点項目）

完全週休2日（週単位）を取組み、現場閉所日確保率100%以上で工事を完成させた場合に限り、発行する。

（適用日） 令和8年4月1日以降に入札公告する工事に適用する。